



令和7年10月29日

鹿児島地方最低賃金審議会

会 長 川口 俊一 殿

鹿児島地方最低賃金審議会

鹿児島県自動車（新車）小売業
最低賃金専門部会

部会長 瀬口 毅士

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の
改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年9月17日鹿児島地方最低賃金審議会において付託された鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	伊藤 周平	瀬口 毅士	松枝 千鶴
--------	-------	-------	-------

労働者代表委員	勝目 幸佑	白石 裕治	中原 潤
---------	-------	-------	------

使用者代表委員	小原 秀治	中村 博之	濱上 剛一郎
---------	-------	-------	--------

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金

1 適用する地域

鹿児島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車（新車）小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げるものを除く。

- （１） 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- （２） 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- （３） 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,048 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

法定どおり